

茨城県報 第6950号

昭和56年7月2日

木曜日

目次

規則

(教育委員会)

- | | |
|------------------------------|----------|
| ●茨城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則…………… | ページ
2 |
|------------------------------|----------|

告示

- | | |
|--|----|
| ●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課)…………… | 2 |
| ●保険医及び保険薬剤師の登録(〃)…………… | 4 |
| ●救急病院の申出の撤回(医療整備課)…………… | 4 |
| ●ニューカッスル病のまん延を防止するための移動禁止区域等の指定の廃止(畜産課)…………… | 5 |
| ●保安林の指定の解除に関する予定告示(林業課)…………… | 5 |
| ●土地改良事業計画変更の認可(農地管理課)…………… | 5 |
| ●換地計画の適当決定(3件)(〃)…………… | 5 |
| ●土地収用法に基づく事業の認定(2件)(用地課)…………… | 6 |
| ●道路の区域変更, 供用開始(2件)(道路維持課)…………… | 7 |
| ●土地区画整理組合の設立認可(都市計画課)…………… | 9 |
| ●土地区画整理組合の解散認可(〃)…………… | 10 |
| ●土地区画整理事業の換地処分(〃)…………… | 10 |

(人事委員会)

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ●労働基準法第8条に規定する適用事業の号別区分の一部改正…………… | 10 |
|-----------------------------------|----|

公告

- | | |
|---------------------------------|----|
| ●米飯提供業者の登録(流通園芸課)…………… | 10 |
| ●土地立入り測量(用地課)…………… | 10 |
| ●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課)…………… | 11 |
| ●道路位置の指定(〃)…………… | 12 |
| ●建築許可に関する聴聞(2件)(〃)…………… | 13 |
| ●宅地建物取引業者の免許の取消しに対する申立て(〃)…………… | 13 |

正誤

- | | |
|---------------------------------|----|
| ●昭和56年3月31日付け茨城県報号外第79号中…………… | 14 |
| ●昭和56年3月31日付け茨城県報号外第79号の3中…………… | 14 |
| ●昭和56年5月25日付け茨城県報号外第133号中…………… | 14 |
| ●昭和56年6月1日付け茨城県報号外第146号中…………… | 15 |

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第13号

茨城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和56年7月2日

茨城県教育委員会委員長 多賀野 耕 造

茨城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会会議規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「この日が休日のときは、その翌日」を「この日が休日又は土曜日のときは、その翌日又は月曜日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1014号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診 療 科	所 在 地	指定申請 の 事 由
医 科				
022,028,5 56.6.3	姫野産婦人科 医院	産	日立市弁天町1丁目 12の3	再 指 定
032,098,6 56.6.15	清 水 医 院	産, 婦, 内, 小	土浦市大字沖新田後野地	"
032,099,4 "	渋谷小児科医院	小	" 大町14	"
082,026,6 "	渡利耳鼻咽喉科 医院	耳鼻, 気食	竜ヶ崎市寺後3602	"
172,024,2 "	井野団地医科診 療所	内, 小, 胃, 放	取手市井野団地 3-17-181	"
312,036,7 "	美野里診療所	内, 小, 放	東茨城郡美野里町 大字堅倉995	"

372,045,5 56.6.12	仲 沢 医 院	内, 小	行方郡潮来町あやめ 2-27-11	"
382,001,6 56.6.9	蛭 原 "	内, 外, 皮, 小, 放	稲敷郡牛久町大字田宮新山	"
432,046,1 56.6.15	キューピー診療 所	内, 外, 眼	猿島郡五霞村大字小手指 字大崎1800	"
歯 科				
023,055,3 56.6.15	戸 来 歯科医院	歯	日立市神峯町2-9	再 指 定
183,001,3 56.6.7	真 中 "	"	岩井市岩井4657	"
323,009,7 56.6.1	五月女 "	"	西茨城郡岩瀬町岩瀬245	"
363,027,0 56.6.15	セントラル"	"	鹿島郡神栖町平泉鹿島 セントラルビル4階	"
薬 局				
054,010,8 56.6.15	太陽堂 薬 局	調 剤	石岡市国府6-2-4	再 指 定
064,010,6 "	田 宮 "	"	下館市田町甲	"
424,006,9 "	関 井 "	"	結城郡石下町新石下1022	"
434,013,3 "	(株) 倉 持 薬局本店	"	猿島郡猿島町大字沓掛 1633	"
医 科				
012,235,8 56.6.1	中 山 内科医院	内	水戸市南町3丁目1-11	移 転
022,117,6 "	中 里 診療所	内	日立市下深荻町2078	開 設 者 更 変
022,118,4 "	医療法人愛宣会 大和田外科医院	脳外, 外, 整外, 理診, 内, 小, 胃	" 大久保町1丁目 6-11	組 織 変 更
362,082,0 56.6.15	セントラル内科	内, 小, 皮, 放	鹿島郡神栖町平泉外 十二入会182-38 セントラルビル4階	新 規
歯 科				
173,029,6 56.6.15	取手斎藤歯科医 院	歯	取手市台宿2-28-7	新 規
363,058,5 56.5.16	山 崎 "	"	鹿島郡波崎町8888	開 設 者 更 変
443,019,1 56.6.15	杉 山 "	"	北相馬郡利根町布川字栄 618番32	新 規

薬 局

034,032,7 56.6.15	快 明 薬 局	調 剤	土浦市桜町1-14-8	新 規
364,028,5 "	中 根 "	"	鹿島郡鉾田町大字鉾田1534	"

茨城県告示第1015号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
伊 藤 玲 子	茨 医 4364	56. 6. 9
上 甲 宏	" 4365	"
高 橋 大 介	" 4366	56. 6. 1
山 本 正	" 4367	"
片 桐 武 美	茨 歯 1197	56. 6. 15
片 桐 桂 子	" 1198	"
工 藤 久 美	" 1199	56. 6. 5
小 松 和 子	" 1200	56. 6. 15
杉 山 富 雄	" 1201	56. 6. 5
瀬 川 彰 久	" 1202	56. 6. 15
鈴 木 良 一	茨 薬 827	56. 5. 29
中 根 利 子	" 828	56. 6. 11
中 村 秀 雄	" 829	56. 6. 16

茨城県告示第1016号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、救急病院又は救急診療所として認定した次の医療機関は、その申出を撤回したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
医療法人 浩仁会 長 山 病 院	日立市助川町1丁目15の5

茨城県告示第1017号

昭和56年6月11日茨城県告示第942号（那珂郡緒川村大字上郷の鶏等の移動禁止）で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病のまん延を防止するための移動禁止区域等の指定は、昭和56年7月2日付けで廃止する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1018号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

東茨城県大洗町磯浜町字後釜8249の7

（次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び大洗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1019号

昭和56年2月5日付けで田谷川土地改良区から申請のあつた大田地区土地改良事業の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年6月25日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1020号

昭和56年4月27日付けで申請のあつた天下野地区の換地計画の認可申請については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和56年7月13日から昭和56年8月3日まで
3 縦覧の場所 水府村役場

茨城県告示第1021号

昭和56年3月17日付けで申請のあつた大根田地区の換地計画の認可申請については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和56年7月13日から昭和56年8月3日まで
3 縦覧の場所 緒川村役場

茨城県告示第1022号

昭和56年3月11日付けで申請のあつた塩原地区の換地計画の認可申請については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和56年7月13日から昭和56年8月3日まで
3 縦覧の場所 大宮町役場

茨城県告示第1023号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 土 浦 市
2 事業の種類 土浦市営今泉霊園（仮称）造成事業及びこれに伴う農業用道路付替工事
3 起 業 地
(1) 収用の部分
茨城県土浦市大字今泉字栗山及び字石神地内
(2) 使用の部分 な し

- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
土浦市役所

茨城県告示第1024号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 伊 奈 村
2 事業の種類 伊奈村保健センター建設事業
3 起 業 地

(1) 収用の部分

筑波郡伊奈村大字福田字福田地内

(2) 使用の部分 な し

- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
伊奈村役場

茨城県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
2 路 線 名 高萩友部線
3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
多賀郡十王町大字友部 字上台3083番地先から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 660.00	
		最小 3.60		
多賀郡十王町大字伊師本郷 字川向1126番地先まで	新	最大 11.00 最小 3.60	660.00	道路改良工事による 区域変更
		最大 22.00 最小 4.50	650.00	

茨城県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和56年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 高萩友部線
- 2 供用開始の区間
多賀郡十王町大字友部字上台3083番地先から
多賀郡十王町大字伊師本郷字川向1126番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年7月2日

茨城県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	道 路 の 区 域	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土 浦 竜 ヶ 崎 線	稲敷郡牛久町大字岡見 2596—3番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 10.00 最小 3.00	<small>メートル</small> 985.00	
	稲敷郡牛久町大字岡見 1227—1番地先まで	新	最大 31.50 最小 6.70	970.00	道路改良工事による区域変更
松 山 牛 久 線	稲敷郡牛久町大字岡見 1390—2番地先から	旧	最大 6.00 最小 5.30	149.00	
	稲敷郡牛久町大字岡見 1449—1番地先まで	新	最大 14.00 最小 6.00	149.00	道路改良工事による区域変更

茨城県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和56年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名	2 供 用 開 始 の 区 間	3 供用開始の期日
土浦 竜ヶ崎 線	稲敷郡牛久町大字岡見2596—3番地先から 稲敷郡牛久町大字岡見1227—1番地先まで	昭和56年7月2日
松山 牛久 線	稲敷郡牛久町大字岡見1390—2番地先から 稲敷郡牛久町大字岡見1449—1番地先まで	”

茨城県告示第1029号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、本郷土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可した。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 本郷土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和56年7月2日から昭和59年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
取手市大字寺田字大塚の一部
” 字本郷の一部
大字井野字除戸の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 取手市大字寺田5665番地1
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日
昭和56年7月2日
- 6 事 業 年 度
初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法
事務所の掲示場及び取手市役所に掲示する。

茨城県告示第1030号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第4項の規定に基づき、栄町土地区画整理組合の解散について認可したから公告する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1031号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により、勝田市施行の水戸・勝田都市計画中根土地区画整理事業については、換地処分があつたので告示する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

（人 事 委 員 会）**茨城県人事委員会告示第2号**

昭和42年5月22日茨城県人事委員会告示第4号で告示した労働基準法第8条に規定する適用事業の号別区分の一部を次のように改正する。

昭和56年7月2日

茨城県人事委員会委員長 糸 賀 悌 治

別表知事の項中「、農業機械研修所」及び「、漁業研修所」を削り、「筑波学園」を「内原厚生園」に改め「、愛友学園」及び「、用水調査事務所、運動公園事務所、高速道路用地事務所」を削る。

公 告**●米飯提供業者の登録**

食糧管理法施行規則（昭和22年農林省令第103号）第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

米飯提供業者として登録した者は、茨城県農林水産部流通園芸課及び県北、鹿行、県南、県西各地方総合事務所において縦覧に供する。

●土地立入り測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県西広域水道用水供給事業建設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水海道市大字大塚戸町字新田地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和56年7月2日から昭和56年8月31日まで

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市元吉田町字上千束1940番1, 同番3から同番25まで
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市五軒町2丁目1番18号
小堀興産株式会社
代表取締役 大 高 道 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
勝田市大字稲田字カチ内1114番134, 同番137
- 2 事業主の住所及び氏名
新潟県長岡市西蔵三丁目五番一号
北越製紙株式会社
取締役社長 布 施 津 三

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
岩井市猫実字宮東1395番8
- 2 事業主の住所及び氏名
埼玉県川口市大字西立野788番地
高橋軽工業株式会社
代表取締役 高 橋 昭 嗣

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第643号	56. 6. 16	埴 恒雄	笠間市笠間 3897番地	笠間市下市毛字池の入 903番1, 904番2	メートル 4.05	メートル 30.0
" 第648号	56. 6. 19	大内 朝次	那珂郡東海村 村松1088番	那珂郡東海村村松字滝 坂1476番4, 1475番5	4.00	4.25
" 第649号	"	安藤 精	" 大宮町 大字西塩子182	" 大宮町字田子内 3096番18同番34, 同番 35, 同番36	4.00	62.80
" 第650号	"	吉田 一満	" " 大 字石沢1929—2	" " 大 字洞目気3112番3	4.00	34.80
潮土木指令 第227号	56. 6. 17	田口 伸治	鹿島郡鹿島町 宮中2208番地	鹿島郡鹿島町宮中 字神野向2番4	4.00	34.70
" 第228号	"	白井茂兵衛	" 鉾田町 大字房1905	" 鉾田町串挽 字小沼1371番22, 同番23, 字海老内1374 番20, 同番22	6.00	58.00
" 第229号	"	宍戸 賢士	東京都港区新橋 3丁目3番14号	" 大野村角折 字第2271番10	4.00	103.85
" 第237号	56. 6. 20	白井茂兵衛	鹿島郡鉾田町大 字安房1905番地	" 鉾田町串挽 字最上塚1849番31	6.00	58.00
" 第238号	"	大林 義広	東京都豊島区 東池袋1丁目 25番9号	" 大野村大字浜津 賀南488番1	4.00	28.50
竜土木指令 第517号	56. 6. 23	株式会社 山城ハウス 代表取締役 山田 光彰	千葉県船橋市 西船橋4丁目 26番10号	稲敷郡茎崎村大字高崎 字高見原2303番1146, 同番1074, 同番652	4.00 6.00	41.10 10.00
" 第523号	"	日本住宅公団 関東支社 支社長 松浦 三郎	東京都新宿区 西新宿1丁目 8番1号	取手都市計画事業 北守谷土地区画整理事 業地内83街区	6.00	529.43
" 第528号	56. 6. 24	川上 一男	北相馬郡守谷町 大字守谷甲2784	北相馬郡守谷町大字守 谷字清水甲2784番62, 甲同番63	4.10	12.25
" 第529号	"	鹿兒島興業 (株) 代表取締役 藤岡 要治	千葉県柏市 南柏1丁目 2番1号	" " " 甲2761番1	4.38	34.96
下土木指令 第251号	56. 6. 22	有限会社大成 ハウジング センター 代表取締役 末岡 勉	東京都品川区 西五反田7丁目 9番4号	結城郡八千代町 大字大戸新田 字窪南37番123	4.00	69.09
" 第252号	"	(有)ハウジ ングセンター 代表取締役 末岡 勉	"	" " " 大字菅谷字用水北 2136番4	4.00	34.78

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和56年7月6日 午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 岩井市大字岩井字入田台4822—1 他6筆
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
店舗併用住宅の新築
- 4 申請者住所氏名 岩井市岩井5091—7 高 橋 明 治
- 5 建築物構造規模 木造2階建 新 築
申請延面積373.47㎡
- 6 敷 地 面 積 989.60㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 岩井市大字岩井字入田台4822—1 他6筆

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和56年7月7日 午前11時
 - 2 聴 聞 場 所 鹿島郡波崎町大字矢田部字土合9809—57
 - 3 聴 聞 事 項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
L P ガス施設の増設
 - 4 申請者住所氏名 鹿島郡波崎町大字柳川字若松2609—23
東部瓦斯株式会社 茨城支社鹿島事業所
 - 5 建築物構造規模 プロパンストレージタンク2基 (20 t × 2) 既存242.25㎡
 - 6 敷 地 面 積 3,600㎡
 - 7 原 動 機 増設40.4KW
 - 8 建 築 物 の 位 置 鹿島郡波崎町大字矢田部字土合9809—57

●宅地建物取引業者の免許の取消しに対する申立て

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条により公告します。

下記業者は、事務所の所在地を明らかにできる場合は、事務所の所在地等を記載した書面を、この公告から30日以内に茨城県知事に対し提出して下さい。

なお、期間内に書面による申立てがない場合には、宅地建物取引業法第67条の規定により免許を取り消すこともあるので申し添えます。

昭和56年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 (1) 名 称 大平商会
 (2) 事務所所在地 鹿島郡銚田町銚田1669の1
 (3) 氏 名 佐々木初太郎
 (4) 免 許 番 号 茨城県知事(4)第716号
- 2 (1) 商 号 日本地研株式会社
 (2) 事務所所在地 稲敷郡牛久町猪子道新塚810-6
 (3) 代 表 者 名 藤 明
 (4) 免 許 番 号 茨城県知事(2)第2143号
- 3 (1) 商 号 菊水建設株式会社
 (2) 事務所所在地 稲敷郡牛久町柏田3333-9
 (3) 代 表 者 名 菊 地 博
 (4) 免 許 番 号 茨城県知事(1)第2596号

正 誤

●昭和56年3月31日付け茨城県報号外第79号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から2	第36の2の3	第36条の2の3
3	上から9	付則第16の3 第1項第1号	付則第16条の3 第1項第1号

●昭和56年3月31日付け茨城県報号外第79号の3中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から1	以 下	以 後

●昭和56年5月25日付け茨城県報号外第133号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から6	大字竹原上郷字金子谷 91の1, 91の2, 92の1, 92のロ	大字竹原下郷字金子谷 91の1, 91の2, 92の1, 92のロ
6	下から6	2559	2659
	下から2	2766の3から2766の10ま で, 2766の11から2766の 13まで	2766の3から2766の7ま で, 2766の10から2766の 13まで

●昭和56年6月1日付け茨城県報号外第146号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	8行以下	4 内原厚生園	4 内原厚生園
	下から6	「(63)首席検査監の調査役」	「(63)首席検査監 (63の2)国際博協力局の調査役」

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所